

だい じ こ さい し た ぶん か きょう せい すい しん  
第2次湖西市多文化共生推進プラン

2016～2020

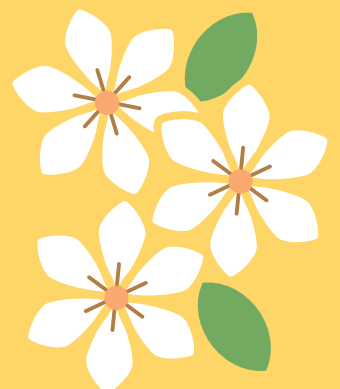
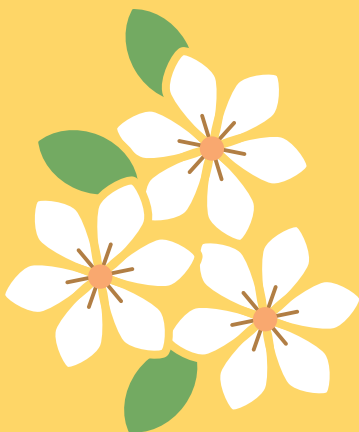
しょう さい ばん  
詳細版



た ぶん か きょう せい しゃ かい  
多文化共生社会とは…？

こく せき みん ぞく こと ひと びと たが ぶん か てき  
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ち  
がいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、  
ち い き しゃ かい こう せい しん とも い  
地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(2006 ねん がつ そうむしょう  
年 3月 総務省)



# 目次

## 第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨 . . . . . 1
2. 計画の期間 . . . . . 1
3. 計画の位置づけ . . . . . 1

## 第2章 湖西市の現状と課題

1. 外国人市民の人口推移 . . . . . 3
2. 市民意識調査 . . . . . 6
3. 前回計画の評価 . . . . . 14

## 第3章 施策の内容

1. 基本理念 . . . . . 20
2. 目指すべき方向性 . . . . . 20
3. 到達目標 . . . . . 20
4. 施策の体系 . . . . . 21
5. 基本施策及び事業施策内容 . . . . . 23
  - 基本施策1 情報提供の充実 . . . . . 23
  - 基本施策2 日本語や日本社会に関する学習支援 . . . . . 25
  - 基本施策3 教育環境の整備 . . . . . 26
  - 基本施策4 労働環境の整備 . . . . . 27
  - 基本施策5 安心してくらせる環境づくり . . . . . 28
  - 基本施策6 防犯・交通安全・防災の意識啓発 . . . . . 29
  - 基本施策7 多文化共生の意識づくり . . . . . 30
  - 基本施策8 地域社会への参画促進 . . . . . 31

## 第4章 計画の推進

1. 計画を推進する体制の整備 . . . . . 35
2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開 . . . . . 36

## 【参考資料】

1. 計画策定の経緯 . . . . . 39
2. 委員名簿 . . . . . 40

だい 1 しょう  
第 1 章

けい かく さく てい がいよう  
計画策定の概要



# 第1章 計画策定の概要



## 1 計画策定の趣旨

湖西市では、2011（平成23）年3月に「湖西市多文化共生推進プラン（計画期間2011-2015）」（第1次計画）を策定し、日本人と外国人が対等な湖西市民であるとの観点に立ち、誰もが安心して快適に生活ができる多文化共生社会の実現に向けて取り組んできました。

第1次プランの計画期間が平成27年度末をもって満了となること、また、施策の進行状況や社会経済情勢の変化により生じた課題に対応するため、現行施策の充実や新たな取組が必要なことから、「第2次湖西市多文化共生推進プラン 2016-2020」を策定しました。



## 2 計画の期間

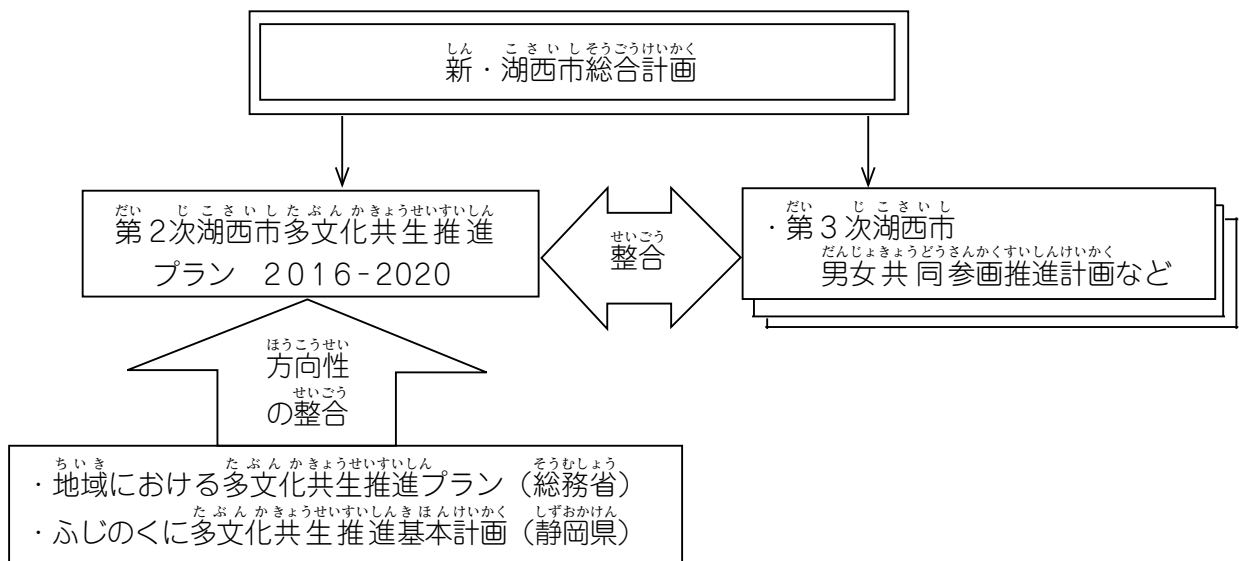
2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。



## 3 計画の位置づけ

本計画は、「新・湖西市総合計画」を上位計画とする個別計画として位置づけ、関連する計画との整合性を図りながら、目標の設定と基本的な考え方の提示、関連する取組を体系化する基本計画として策定しました。

### 【湖西市多文化共生推進プランの位置づけ】



だい 2 しょう  
第 2 章

こ さい し げんじょう かだい  
湖西市の現状と課題



## 第2章 湖西市の現状と課題



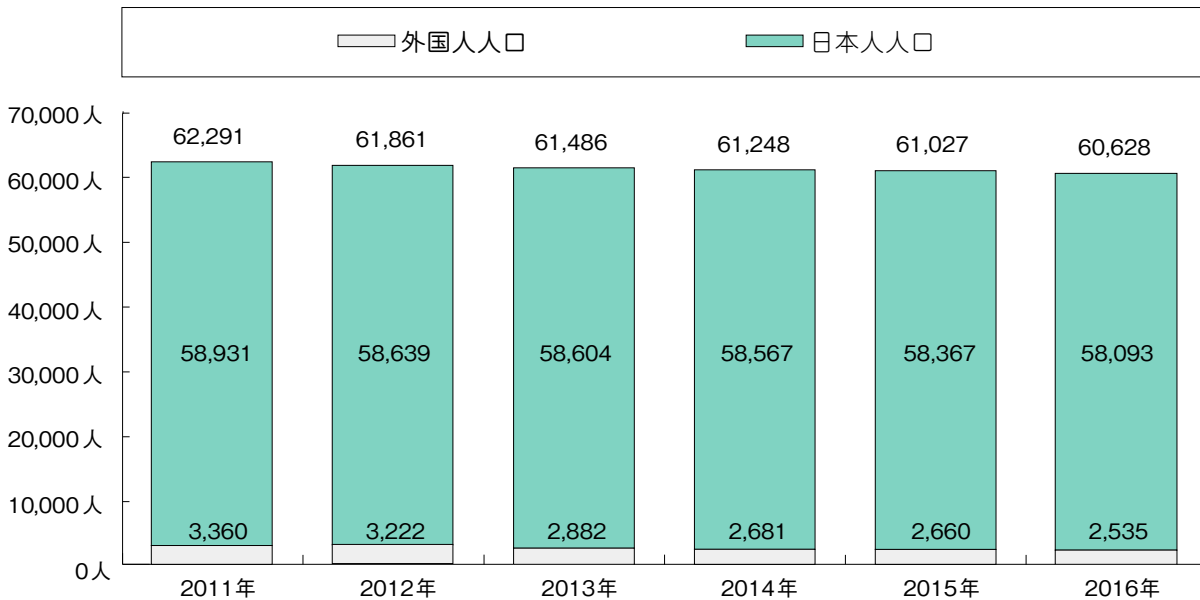
### 1 外国人市民の人口推移

#### (1) 外国人市民の人口の状況

外国人市民の人口の状況は、1990（平成2）年6月の「出入国管理及び難民認定法」改正法施行以降、増加を続けてきましたが、2008（平成20）年秋以降のリーマンショックを契機とした世界的経済状況の悪化や2011（平成23）年3月の東日本大震災などの影響を受け減少し、現在も微減傾向となっています。

2016（平成28）年3月末現在の外国人市民の人口は2,535人で、総人口（60,628人）に占める割合は、約4.2%となっています。なお、静岡県においては、2015（平成27）年12月末現在の外国人住民の人口は72,690人で、総人口（3,770,625人）に占める割合は約1.9%となっています。

#### <本市の総人口に占める外国人人口、日本人人口の推移>



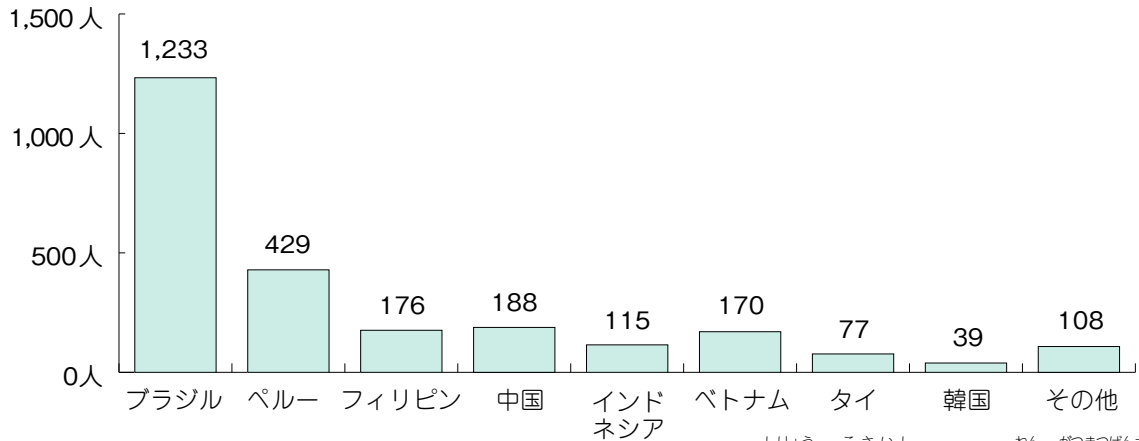
資料：湖西市（各年3月末現在）

（静岡県データについては「静岡県における外国人の住民基本台帳人口調査の結果」より）

(2) 国籍別の状況

国籍別に外国人市民人口を見ると、2016（平成28）年3月末現在の国籍数は38カ国で、「ブラジル」が1,233人と最も多く、次いで「ペルー」429人、「中国」188人、「フィリピン」176人、「ベトナム」170人となっています。

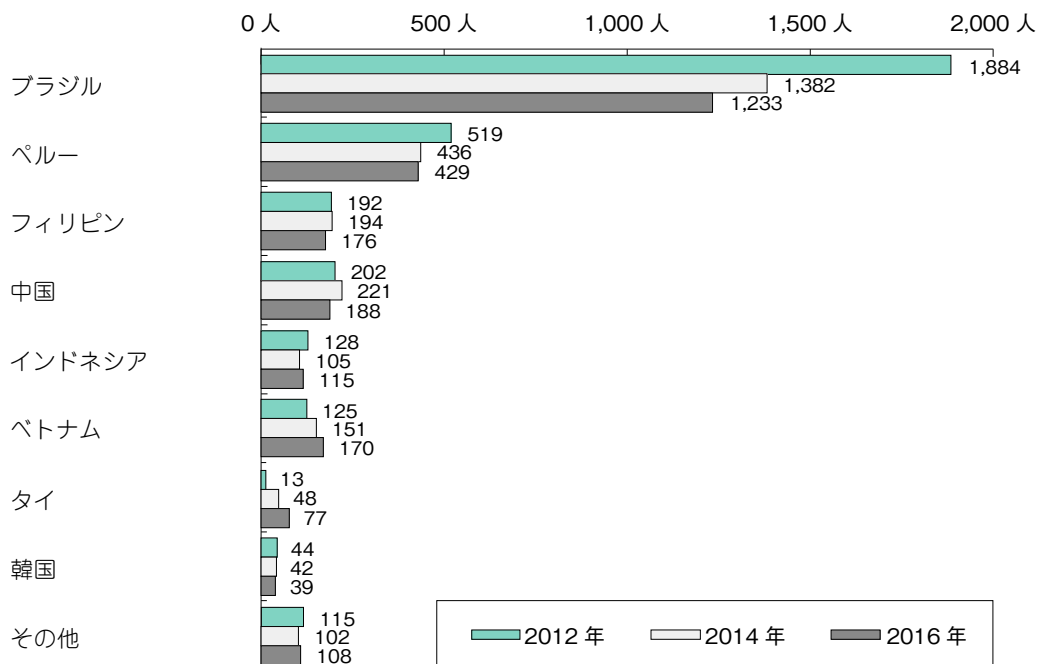
外国人市民国籍別人口



資料：湖西市（2016年3月末現在）

ブラジル人市民が最も多いことに変化はありませんが、近年は減少傾向にあることがわかります。また、ベトナム人やタイ人の市民は年々増加をしている状況です。

外国人市民国籍別人口推移

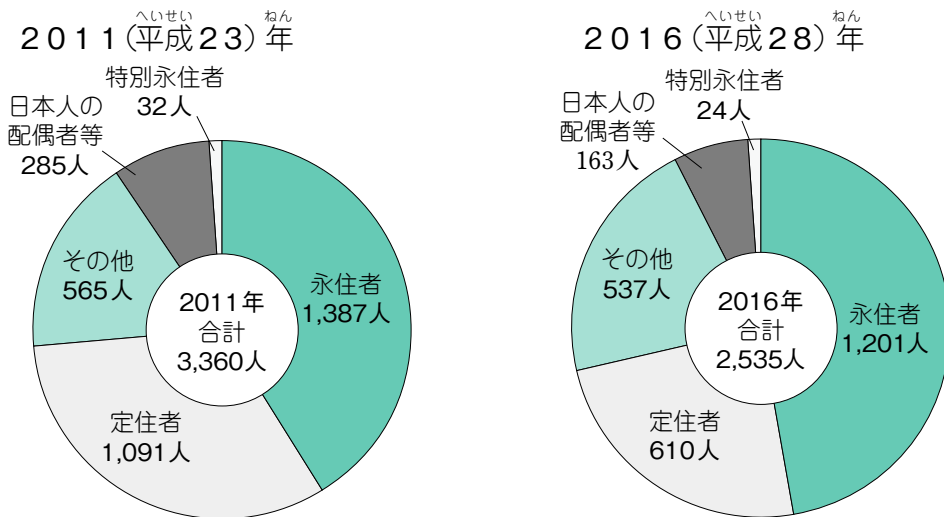


資料：湖西市（各年3月末現在）

(3) 在留資格別の状況

在留資格別に見ると、活動内容の制限・在留期限がない「永住者」が1,201人と最も多く、次いで活動内容の制限がなく在留期限が制限されている「定住者」が610人、「日本人の配偶者等」が163人となっています。その他が多くなっている理由としては、企業での技能実習生が多いことが考えられます。

<在留資格別内訳>



資料：湖西市（各年3月末現在）

(4) 自治会別の状況

自治会別に見ると、「表鷺津」に住む外国人市民が最も多く523人となっています。市内でも県営住宅・雇用促進住宅がある「表鷺津」は、外国人の集住地区となっています。同様に、集合住宅が散在する「鷺津」や「あけぼの」、雇用促進住宅がある「川尻」や「河美」にも、多くの外国人が居住しています。

<自治会別外国人市民数（上位5地区）>

2011 (平成23)年			2016 (平成28)年		
順位	自治会名	外国人市民数 (人)	順位	自治会名	外国人市民数 (人)
1	表鷺津	634	1	表鷺津	523
2	鷺津	509	2	鷺津	457
3	三ツ谷あけぼの	335	3	あけぼの	169
4	河美	268	4	川尻	157
5	川尻	229	5	河美	129

※三ツ谷あけぼの自治会は、2014（平成26）年度にあけぼの自治会と三ツ谷自治会に再編

資料：湖西市（各年3月末現在）





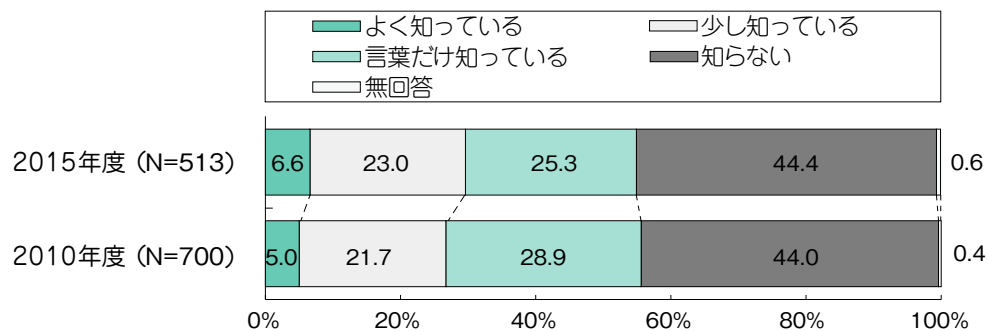
## 市民意識調査

多文化共生に関する市民の考えや意見を聞くため、市内在住の18歳以上の男女1,500人を対象に男女共同参画・多文化共生に関する市民意識調査を行いました。有効回収数は513人、有効回収率は34.2%でした。

### (1) 『多文化共生』の認知

問11 『多文化共生』という言葉・考え方についてどの程度知っていますか。

(1つを選択)

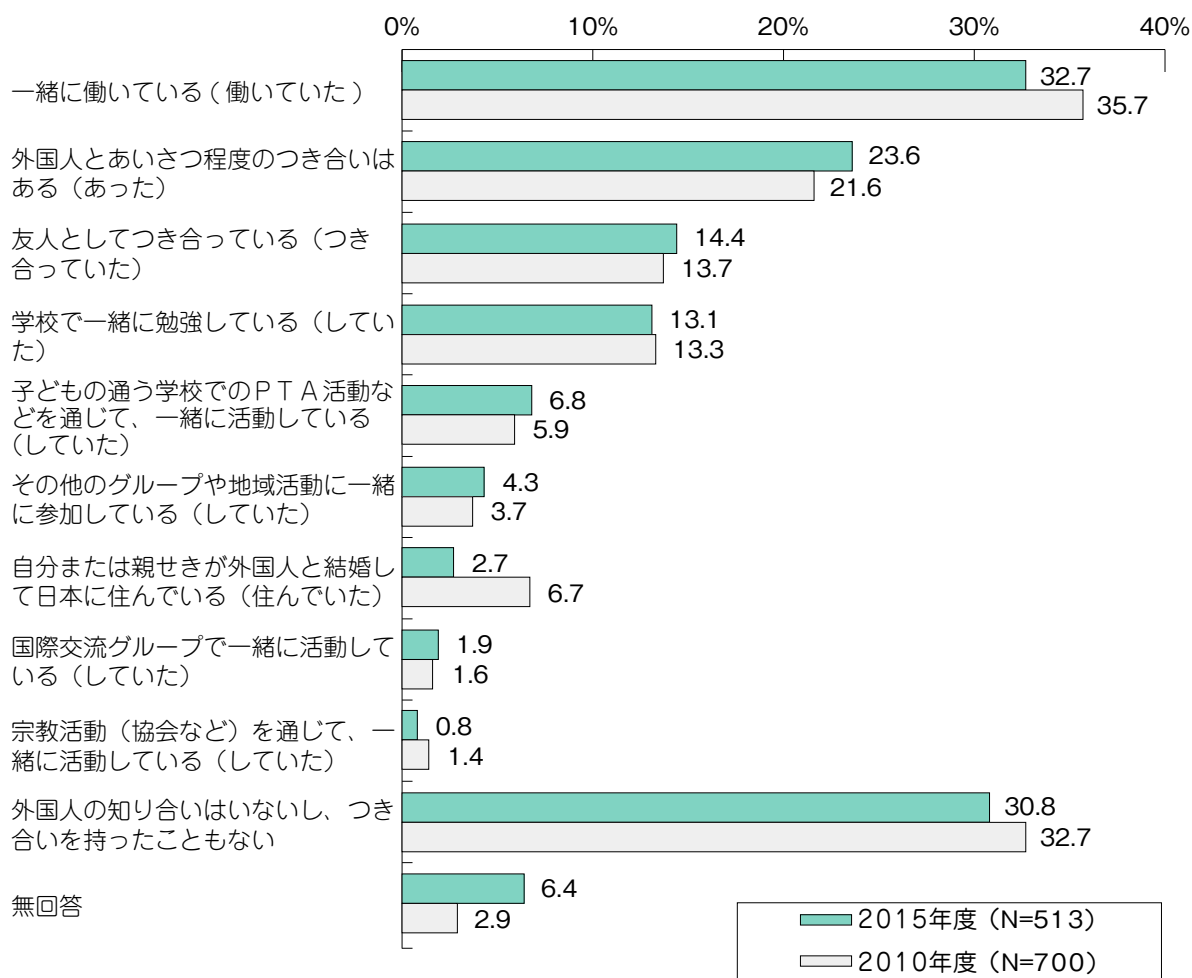


「知らない」が44.4%と最も多く、次いで「言葉だけ知っている」が25.3%、「少し知っている」が23.0%、「よく知っている」が6.6%となっています。経年比較でみると、「よく知っている」が2015(平成27)年度で6.6%と、2010(平成22)年度と比べて1.6ポイント多くなっています。

## (2) 外国人とのつきあい

問 35 あなたは外国人と以下のようなつきあいがありますか。

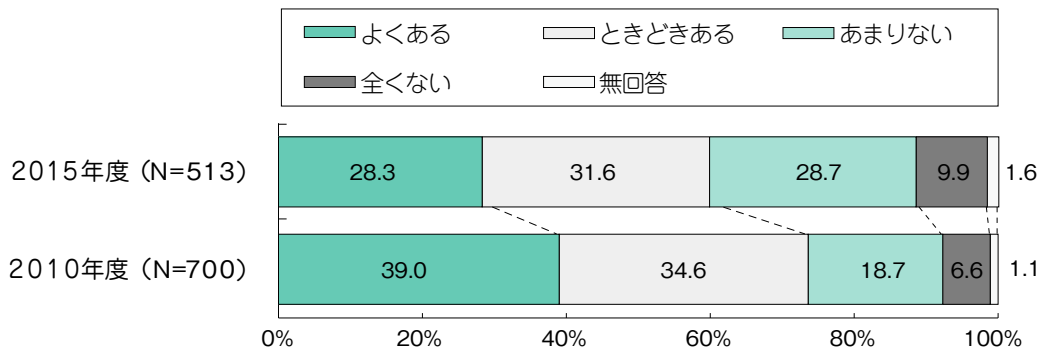
(あてはまるもの全て選択可※過去の経験を含む)



「一緒に働いている(働いていた)」が32.7%と最も多く、次いで「外国人の知り合いはいないし、つきあいを持ったこともない」が30.8%、「外国人とあいさつ程度のつきあいがある(あった)」が23.6%などとなっています。経年比較でみると、「外国人の知り合いはいないし、つきあいを持ったこともない」が2015(平成27)年度で30.8%と、2010(平成22)年度と比べて1.9ポイント少なくなっています。

(3) 外国人と顔を合わせる頻度

問36 あなたが生活している地域で、外国人と顔を合わせることがよくありますか。  
(1つを選択)

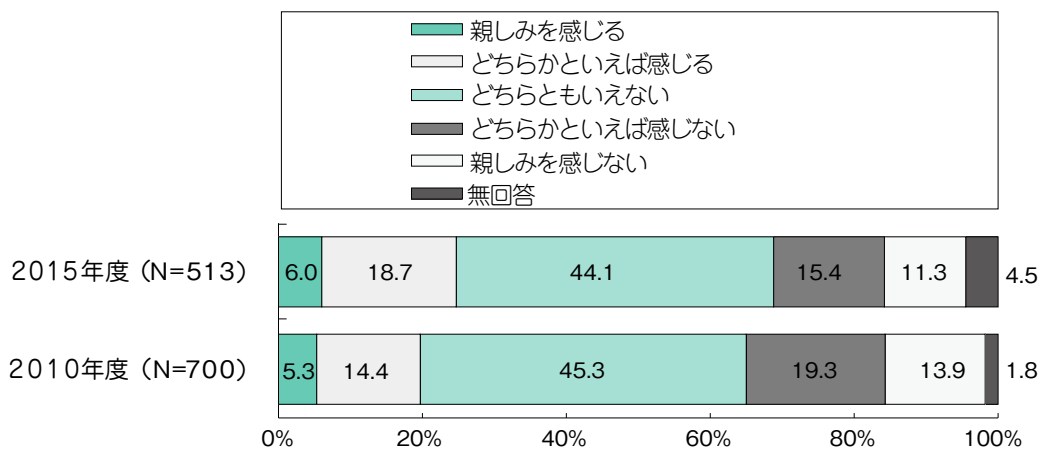


「ときどきある」が31.6%と最も多く、次いで「あまりない」が28.7%、「よくある」が28.3%、「まったくない」が9.9%となっています。経年比較でみると、「あまりない」が2015(平成27)年度で28.7%と、2010(平成22)年度と比べて10.0ポイント多くなっています。

(4) 外国人への親しみ

問37 地域で暮らす外国人についてどの程度親しみを感じますか。

(1つを選択)

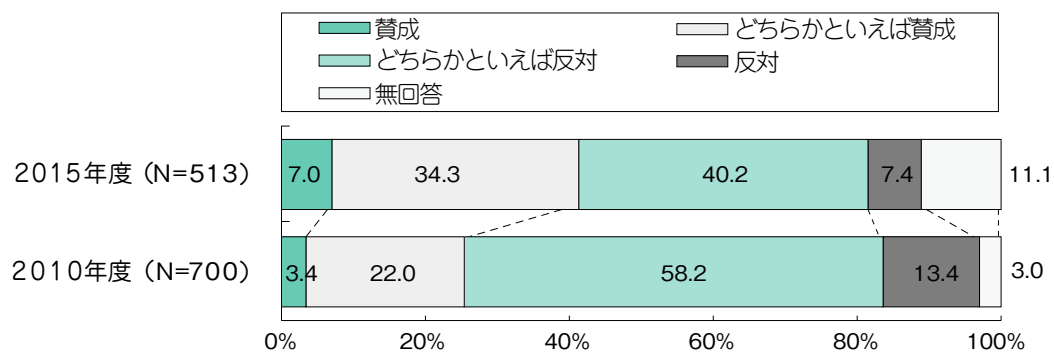


「どちらともいえない」が44.1%と最も多く、次いで「どちらかといえば感じる」が18.7%、「どちらかといえば感じない」が15.4%、「親しみを感じない」が11.3%、「親しみを感じる」が6.0%となっています。経年比較でみると、「どちらかといえば感じる」が2015(平成27)年度で18.7%と、2010(平成22)年度と比べて4.3ポイント多くなっています。

(5) 外国人が増えることへの賛否

問 38 あなたが生活している地域に外国人が増えることに賛成ですか、反対ですか。

(1つを選択)



「どちらかといえば反対」が40.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば賛成」が34.3%、「反対」が7.4%、「賛成」が7.0%となっています。経年比較でみると、「どちらかといえば反対」が2015(平成27)年度で40.2%と、2010(平成22)年度と比べて18.0ポイント少なくなっています。

(6) 外国人が増えることによる影響

問 39 あなたは日本に外国人が増えるるとどのような影響があると思いますか。それぞれの項目についてあなたの気持ちに最も近いものを選んでください。

(それぞれ1つを選択)

※ 2010(平成22)年度(N=700)、2015(平成27)年度(N=513)

① 社会に多様性が生れる

	2010年	2015年
そう思う	31.6	28.8
どちらかといえばそう思う	42.3	45.2
どちらかといえばそう思わない	13.4	14.0
そう思わない	9.7	5.7
無回答	3.0	6.2

② 日本固有の文化がそこなわれる

	2010年	2015年
そう思う	13.1	9.2
どちらかといえばそう思う	28.4	23.4
どちらかといえばそう思わない	31.2	37.2
そう思わない	24.0	24.0
無回答	3.3	6.2

③ 地域経済の活性化に貢献する

	2010年	2015年
そう思う	8.7	9.6
どちらかといえばそう思う	32.9	43.5
どちらかといえばそう思わない	36.4	29.8
そう思わない	18.3	10.3
無回答	3.7	6.8

④ 日本人の仕事が奪われる

	2010年	2015年
そう思う	15.9	8.2
どちらかといえばそう思う	31.3	21.6
どちらかといえばそう思わない	29.3	41.1
そう思わない	20.1	22.8
無回答	3.4	6.2

⑤ 外国語を学ぶ機会が増える

	2010年	2015年
そう思う	17.1	19.1
どちらかといえばそう思う	35.0	44.8
どちらかといえばそう思わない	22.0	18.1
そう思わない	22.3	11.1
無回答	3.6	6.8

⑥ 治安が悪化する

	2010年	2015年
そう思う	33.0	21.6
どちらかといえばそう思う	45.0	40.4
どちらかといえばそう思わない	13.1	24.4
そう思わない	5.6	8.8
無回答	3.3	4.9

外国人が増えることによる影響は、「そう思う」項目は「①社会に多様性が生れる」で28.8%と最も多くなっています。一方、「そう思わない」項目は「④日本人の仕事が奪われる」で22.8%と最も多くなっています。また、「①社会に多様性が生れる」を「どちらかといえばそう思う」が45.2%と全項目中最も多くなっています。

(7) 多文化共生に関する意見について

問 40 多文化共生に関する次の意見についてあなたはどのように思いますか。

(それぞれ1つを選択)

※ 2010(平成 22)年度 (N=700)、2015(平成 27)年度 (N=513)

① 外国人は、自分自身の努力で、日本の言語や文化を身につけるべきだ

	2010年	2015年
そう思う	31.6	28.8
どちらかといえばそう思う	42.3	45.2
どちらかといえばそう思わない	13.4	14.0
そう思わない	9.7	5.7
無回答	3.0	6.2

② 外国人は、日本社会にとけこむよう、日本の習慣やルールを学ぶべきだ

	2010年	2015年
そう思う	13.1	9.2
どちらかといえばそう思う	28.4	23.4
どちらかといえばそう思わない	31.2	37.2
そう思わない	24.0	24.0
無回答	3.3	6.2

③ 外国人は、地域の活動に積極的に参加すべきだ

	2010年	2015年
そう思う	8.7	9.6
どちらかといえばそう思う	32.9	43.5
どちらかといえばそう思わない	36.4	29.8
そう思わない	18.3	10.3
無回答	3.7	6.8

④ 行政は、外国人が日本の言語や文化を学べるよう援助すべきだ

	2010年	2015年
そう思う	15.9	8.2
どちらかといえばそう思う	31.3	21.6
どちらかといえばそう思わない	29.3	41.1
そう思わない	20.1	22.8
無回答	3.4	6.2

⑤ 行政は、外国人がかげら自身の言語や文化を守れるよう援助すべきだ

	2010年	2015年
そう思う	17.1	19.1
どちらかといえばそう思う	35.0	44.8
どちらかといえばそう思わない	22.0	18.1
そう思わない	22.3	11.1
無回答	3.6	6.8

⑥ 日本人は、地域に住む外国人の言語や文化を学ぶべきだ

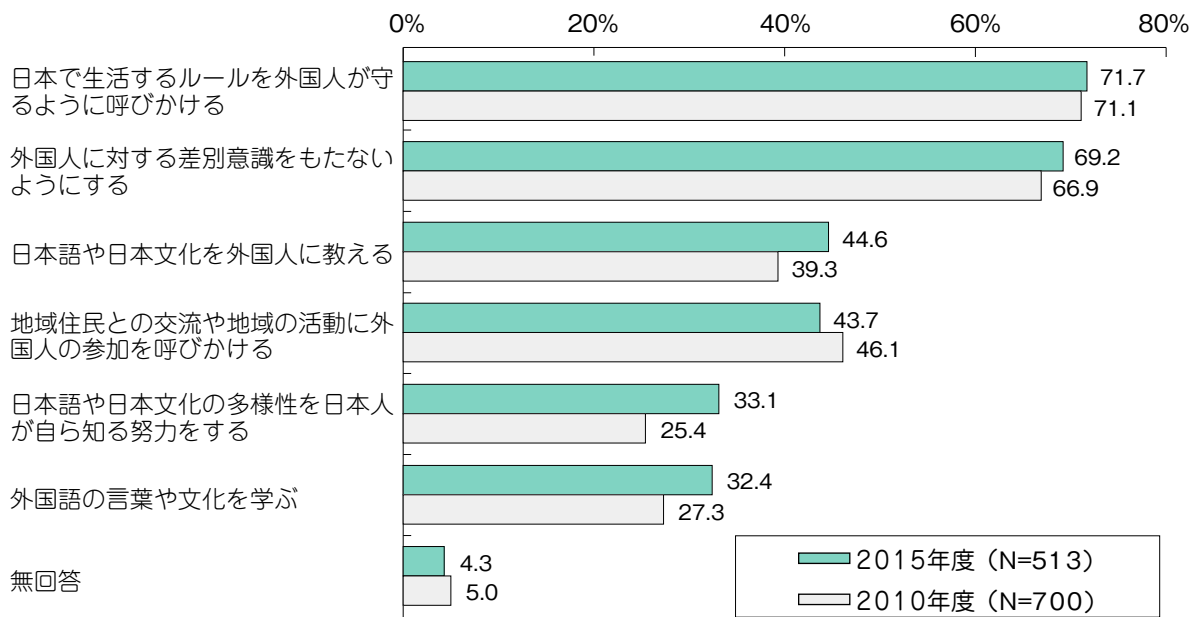
	2010年	2015年
そう思う	33.0	21.6
どちらかといえばそう思う	45.0	40.4
どちらかといえばそう思わない	13.1	24.4
そう思わない	5.6	8.8
無回答	3.3	4.9

外国人がすべきことは、「③外国人は、地域の活動に積極的に参加すべきだ」が「どちらかといえばそう思う」で56.1%と最も多くなっています。また、行政がすべきことは、「④行政は、外国人が日本の言語や文化を学べるよう援助すべきだ」が「どちらかといえばそう思う」で47.8%と最も多くなっています。日本人がすべきことは、「⑥日本人は、地域に住む外国人の言語や文化を学ぶべきだ」を「どちらかといえばそう思う」で43.5%と最も多くなっています。

(8) 外国人が住みやすくなるために日本人がすべきこと

問 41 地域を在住外国人とともに暮らしやすい社会にするため、私たち日本人は何をすべきと思いますか。

(あてはまるもの全て選択可)

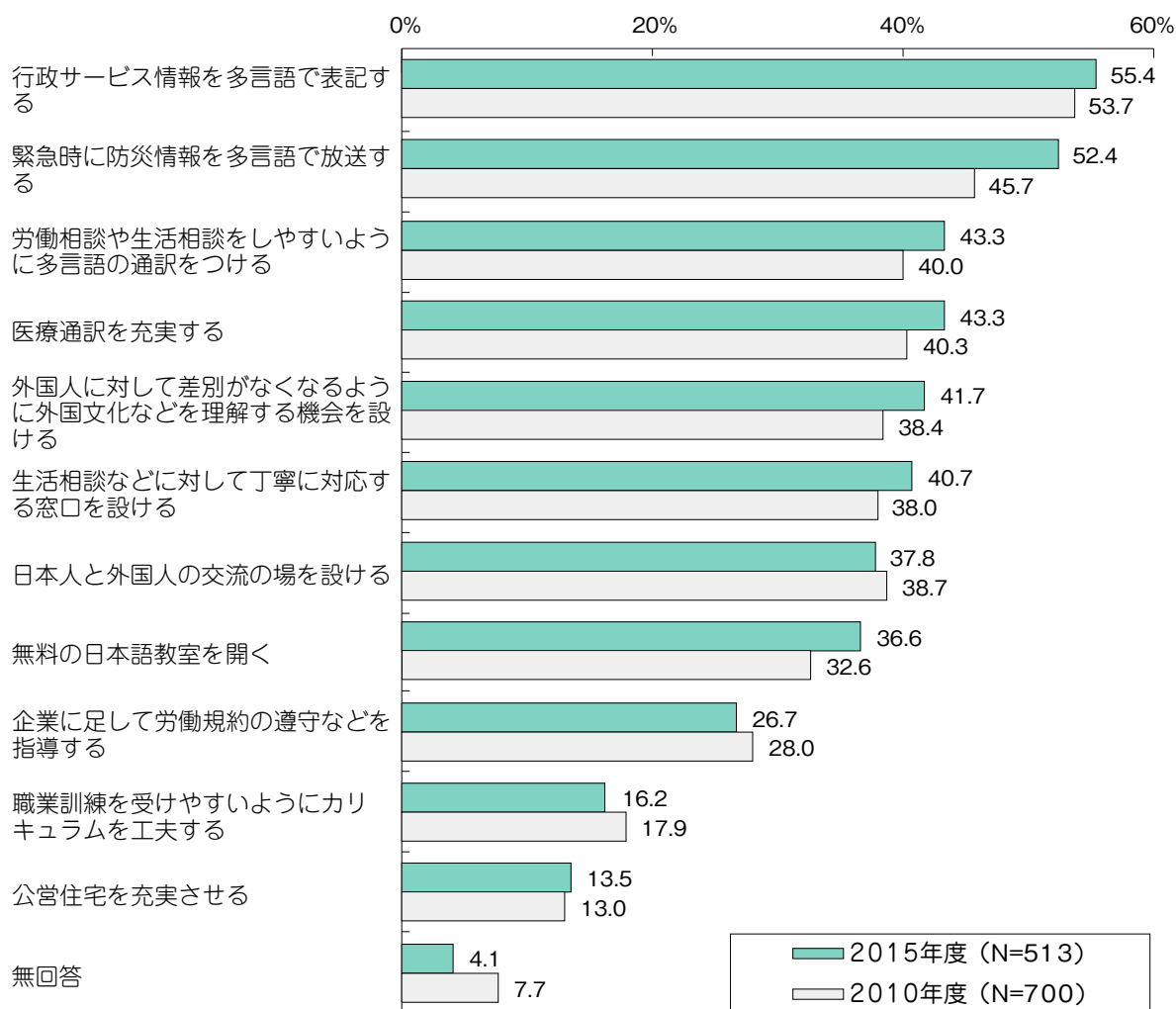


「日本で生活するルールを外国人が守るように呼びかける」が71.7%と最も多く、次いで「外国人に対する差別意識をもたないようにする」が69.2%、「日本語や日本文化を外国人に教える」が44.6%などとなっています。経年比較でみると、「日本語や日本文化の多様性を日本人が自ら知る努力をする」が2015(平成27)年度で33.1%と、2010(平成22)年度と比べて7.7ポイント多くなっています。

(9) 日本人と外国人が住みやすくなるために行政が取り組むこと

問 42 日本人住民と在住外国人がともに暮らしやすい社会にしていくため、あなたは行政はどのような取り組みに力を入れるべきだと思いますか。

(あてはまるもの全て選択可)



「行政サービス情報を多言語で表記する」が55.4%と最も多く、次いで「緊急時に防災情報を多言語で放送する」が52.4%、「労働相談や生活相談をしやすいように多言語の通訳をつける」「医療通訳を充実する」が43.3%などとなっています。経年比較でみると、「緊急時に防災情報を多言語で放送する」が2015(平成27)年度で52.4%と、2010(平成22)年度と比べて6.7ポイント多くなっています。





### 3 前回計画の評価

2010（平成22）年度に策定した「湖西市多文化共生推進プラン」（第1次計画）では5年後の到達目標の達成のため、4つの柱と15の基本施策を掲げ、計画を実効性のあるものにするために、65の具体的施策とその中から8つの重点施策を設定しました。

4つの柱ごとのこれまでの主な取組と成果、今後の課題は以下のとおりです。

#### ＜前回計画の到達状況＞

指標	現状 2010 (平成22) 年度	目標 2015 (平成27) 年度	実績 2015 (平成27) 年度
「多文化共生」という言葉の認知度	26.7% ※1	70%	29.6% ※1
外国人市民に親しみを感ずる日本人市民の割合	19.7% ※2	50%	24.7% ※2

- ※1 2010（平成22）年度・2015（平成27）年度に実施した市民意識調査において、『多文化共生』という言葉・考え方についてどの程度知っていますか。」という質問に対し、「よく知っている」「少し知っている」を選んだ人の割合。
- ※2 2010（平成22）年度・2015（平成27）年度に実施した市民意識調査において、「地域で暮らす外国人についてどの程度親しみを感ずりますか。」という質問に対し、「親しみを感ずる」「どちらかといえば感ずる」を選んだ人の割合。

## I コミュニケーション支援

### 【これまでの主な取組】

- ①日本語によるコミュニケーションが不自由な外国人市民であっても、日本人市民と同じように正しい情報を提供できるよう、申請書類や案内パンフレットなどの多言語化を進めました。
- ②施設への通訳の配置や市の外国語通訳者派遣制度の利用促進により、的確な意思疎通や正確な行政情報の提供を図りました。
- ③外国語版広報紙の発行や日本語版ホームページの自動翻訳により、多言語による市政情報の提供に努めました。

- ④外国人市民に生活をしていくうえで必要な地域のルールを理解してもらえよう、多言語で作成したごみカレンダーや生活ガイドブックを転入時に配布しました。
- ⑤湖西国際交流協会と連携して日本語教室を開催し、生活のために必要なコミュニケーションを取ることができるよう、外国人市民の日本語習得を支援しました。

## 【課題】

市民意識調査では、行政が取り組むべきこととして「行政サービス情報を多言語で表記する」を選んだ人の割合が55.4%となっており、依然として多言語対応を要望する声は高いと言えます。日本語のままでも、ルビ（ふりがな）ややさしい日本語の活用により、読むことができる外国人市民も多くいるため、多言語化に加え、ルビ付けやさしい日本語の普及を図ることが必要です。また、翻訳対応により多くの行政情報の多言語化に取り組んでいますが、その情報をどのように外国人市民に届けるか、提供の手段・方法を検討し、整備していく必要があります。

外国人市民が日本語や文化・日本社会を学ぶことを望む声が日本人市民・外国人市民双方からあり、日本語や日本社会に関する学習支援の重要度は高いと言えます。「日本語教室」を含む日本の文化・習慣を学べる機会を確保するとともに、それらに携わるボランティアの確保とレベルの向上、外国人市民の日本語の習熟度に合わせた運営体制の充実などが必要となります。

## Ⅱ 生活支援

### 【これまでの主な取組】

- ①市立小学校中学校に通学している日本語を母語としない外国人児童生徒に対し、指導員を配置し、初期指導や授業支援、教育相談などのサポートを行いました。
- ②翌年度市立小学校中学校に進学する外国人児童の保護者を対象に入学説明会を行い、日本の学校文化への理解を促進しました。
- ③湖西国際交流協会と連携して就学前児童を対象としたプレスクールを開催し、外国人児童が日本の学校や生活に少しでも早く慣れることができるよう支援をしました。
- ④外国人市民の健康保険への加入が進むよう、国民健康保険制度の概要を多言語で翻訳し、制度の理解促進を図りました。

- ⑥防災に関する知識が不足していることや防災意識が希薄な外国人市民が少なくないことから、外国人向けの防災イベントや講座などを開催し、防災意識の普及啓発を行いました。
- ⑦地域の防災訓練への参加を促すため、防災訓練の実施を知らせる外国人向けポスターを作成しました。
- ⑧災害情報などを多言語でメール配信し、迅速な情報提供を行いました。

### 【課題】

さまざまなサポートにより日本語で学校生活を送ることができるようになって、授業についていくことに困難を感じている児童生徒も多いという実態もあります。日本語習得の次のステップとして、学習面のサポートについての検討も必要となってきます。また、就学を希望する外国人児童生徒数は増加しており、外国人児童生徒や保護者に対する進路指導体制の整備を図ることも重要です。

医療・健康保険・福祉制度などは、外国人市民に日本の制度自体を理解してもらうことが難しいという課題もあります。単に多言語化するだけでなく、理解しやすい表現への置き換えや丁寧な説明など、外国人市民に配慮した工夫が望まれます。

災害時の被害を軽減するため、外国人市民に対する防災意識の普及啓発は平時から取り組むことが重要です。さらに、災害時に外国人市民へも的確に情報伝達が行われることにより、外国人市民が援護される側ではなく、支援の担い手となることができることから、災害時における情報の多言語化やコミュニケーションツールの活用を推進が必要です。また、ポスターなどで周知をしても外国人市民の防災訓練への参加が少ないという現状があります。地域における日本人市民と外国人市民の連携を図る観点からも、外国人向け防災イベントのみでなく、各地域における防災訓練への外国人市民の積極的な参加がされるよう工夫が必要です。

## Ⅲ 多文化共生の地域づくり

### 【これまでの主な取組】

- ①外国人市民の地域社会への積極的な参画を促すため、自治会加入案内チラシや各種活動案内を多言語で作成し、転入時や必要に応じて配布をしました。
- ②意見箱の設置や、市民会議の委員などへの外国人市民の登用を促すことにより、外国人市民の意見を広く聴くことができるよう取組みました。

③外国人市民も文化・スポーツ施設を利用し、活動と一緒にすることで交流を図れるよう、多言語での案内表示を行いました。

④湖西国際交流協会と連携し、本市における多文化共生を推進するためにさまざまなことと取り組みました。

#### 【課題】

チラシや案内による地域活動のお知らせは行っていますが、なかなか参画に結びついていない現状があります。より一層参加・参画を促すための工夫が必要です。

同じ目的をもって活動をするためには、多言語による情報提供とともに受け入れる日本人市民の意識を深める取組が必要となります。日本人市民・外国人市民双方への多文化共生の推進のため、引き続き多文化共生センター（仮称）の整備について検討を行う必要があります。

## IV 推進体制の整備

### 【これまでの主な取組】

①湖西市多文化共生社会推進協議会を開催し、多文化共生推進プランの進捗状況や市の取組について協議を行いました。

②多文化共生社会推進庁内連絡会を開催し、市役所内における多文化共生に関する情報の共有化と連携を図り、市役所全体で施策を推進しました。

③外国人集住都市会議\*へ参画することにより、国・県や参加都市と情報交換や連携した取組を行いました。

#### 【課題】

多文化共生社会の実現には、市役所内や行政同士はもちろん、地域や企業といった関連する担い手の連携が必要不可欠です。今後も積極的に情報の共有や連携を図っていく必要があります。

\*外国人集住都市会議…外国人住民が多く居住する都市の行政や国際交流協会が集まり、多文化共生への課題について考える会議。

だい 第 3 しょう 章

し さ く ない よ う  
施策の内容



# 第3章 施策の内容

## 1 基本理念

### みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり

本市は、自動車関連産業の集積が進むことによって発展し、その企業の多くが外国人労働者を受け入れてきました。これらの外国人は、本市の経済発展を支えるうえで重要な存在となっています。

外国人を単に一時的な滞在者や企業で働く人として捉えるのではなく、地域の住民として認めることが重要です。

そこで、日本人・外国人という枠を取り払い、誰もが地域の住民として笑顔でくらすまちづくりを目指していきます。

## 2 目指すべき方向性

基本理念である「みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり」を実現するために必要な、取り組むべき方向性を次の3つとします。

### (1) ともに学ぶまち

社会・文化・言語をともに学びながら、互いを理解し、共生の意識豊かなまちづくりを進めます。

### (2) ともに生きるまち

誰もが湖西市民として、地域の人々と安心・安全にくらすことができるまちづくりを進めます。

### (3) ともに創るまち

互いに多様性を認め、尊重し合いながら地域の一員として参画できるまちづくりを進めます。

## 3 到達目標

基本理念を実現するために、次の2つを指標とし、5年後の目標値を設定します。

指標	前回計画 現状値 2010 (平成 22) 年度	現状値 2015 (平成 27) 年度	目標値 2020 (平成 32) 年度
「多文化共生」という言葉の認知度	26.7%	29.6%	50.0%
外国人市民に親しみを感ずる日本人市民の割合	19.7%	24.7%	50.0%



みんなが笑顔でくらす  
多文化共生のまちづくり



まな ともに学ぶまち

しゃかい ぶんか げんご 社会・文化・言語をともに  
まな たが りかい 学びながら、互いを理解し、  
きょうせい いしき ゆた 共生の意識豊かなまちづく  
すす りを進めます。

い ともに生きるまち

だれ こさい しみん ち 誰もが湖西市民として、地  
いき ひとびと あんしん あんぜん 域の人々と安心・安全にく  
すす らすことができるまちづく  
すす りを進めます。

つく ともに創るまち

たが たようせい みと そんちよう 互いに多様性を認め、尊重  
あ ちいき いちいん し合いながら地域の一人と  
さんかく して参画できるまちづくり  
すす を進めます。

I

コミュニケーション

II

せいかつ しえん 生活の支援

III

たぶんかきょうせい 多文化共生の

基本施策

外国人の支援

1 情報提供の充実

重点

2 日本語や日本社会に関する学習支援

労働環境の整備

3 教育環境の整備

4 労働環境の整備

重点

5 安心してらせる環境づくり

6 防犯・交通安全・防災の意識啓発

地域づくり

7 多文化共生の意識づくり

重点

8 地域社会への参画促進



5

基本施策及び事業施策内容

I コミュニケーションの支援

基本施策1 情報提供の充実

日本語が不自由であることから生じる、外国人市民の日常生活における不安を軽減し、安心してらせるまちをつくるためにも、日本人市民と同じ情報を共有できる環境を整えることが重要な課題としてあげられます。

また、湖西市の総人口における外国人市民の割合は、静岡県内で2番目に多く、生活情報の多様化が進む中で、通訳を必要とする相談も多数あります。

近年、外国人市民がもつ背景も多様化する中、多くの方が理解できる英語や、簡潔で分かりやすい表現を用いた「やさしい日本語」\*、ルビふりによる情報提供も望まれています。今後は、ポルトガル語・スペイン語・英語を中心とした多言語化と並行して、ルビふりによる情報提供や、やさしい日本語の活用を推進する取組が必要です。

No.	事業・施策名	内容	担当課
1	行政サービス・制度の周知を多言語・やさしい日本語にて実施	各種案内や通知など、行政サービスや制度の周知を多言語、ルビふり、やさしい日本語を用いて行います。	各課
2	多言語ウェブサイトの充実とSNS*を利用した情報発信の検討	市ウェブサイトの多言語での情報提供の充実を図ります。また、多くの外国人市民が利用しているSNSを活用した情報発信の実施について検討します。	企画政策課 市民協働課
3	多言語版広報紙の発行・配布	多言語版広報紙を毎月発行し、配布します。外国人市民に必要な・有益な情報の充実や、多言語化を図ります。	市民協働課
4	多言語版生活ガイドブックの作成と配布	多言語版生活ガイドブックを作成し、転入手続き時などに配布します。必要に応じて提供する情報を精査し、内容の充実を図ります。	市民協働課 市民課

No.	事業・施策名	内容	担当課
5	通訳窓口の設置の 継続と充実	通訳職員を配置した通訳窓口を継続して設置し、円滑な窓口対応を推進します。 地域の外国人市民を通訳職員に積極的に登用し、研修などによりスキルアップに取り組みます。	市民協働課
6	公共窓口における IT活用についての 調査・研究	翻訳ソフトや翻訳アプリの公共施設における導入に向けて、他市町の状況や活用方法などを調査・研究します。	市民協働課
7	外国語通訳者派遣 事業の推進	外国語通訳者派遣事業における通訳者の充実と研修などによる育成を行います。事業の周知により活用を促し、外国人市民への情報提供の充実を図るとともに、地域の外国人市民を通訳者として積極的に活用するよう努めます。	市民協働課
8	やさしい日本語の 活用啓発	普段の業務や生活・地域において「やさしい日本語」の実践的な活用を促すため、市職員や市民に対して研修・啓発を実施し、その習得を図ります。	市民協働課

※やさしい日本語…普段使われている日本語よりも簡単で、外国人にも分かりやすい日本語。

※ SNS…インターネット上でコミュニティをつくり、人間関係の構築を促進するサービス。



重点

基本施策2 日本語や日本社会に関する学習支援

外国人市民は、仕事をしたい、地域に参加したいという思いがありながら、言葉が通じないことにより不安や恐怖を感じ、参加しづらい・できないという現状があります。外国人市民が個々の能力を活かし、長期的な視野で安定した生活水準を確保するためには、日常生活や就業におけるコミュニケーション手段としての日本語能力を身につけることが必要です。

また、日本語の学習を支援するためには、ボランティアの協力が不可欠ですが、携わるボランティアが不足しているという声もあり、担い手を育成する必要があります。

さらに、地域社会のルールやマナーについても学ぶことが、特定の外国人コミュニティにとどまることなく、幅広く日本人市民との関わりをもつきっかけになると考えられます。外国人市民・日本人市民がサポートしあいながら取り組み、地域が一丸となって、日本語や日本社会についての学習機会を外国人市民へ幅広く提供し続ける必要があります。

No.	事業・施策名	内容	担当課
9	日本語の学習機会の提供	日本語初級者に対する、生活者としての日本語教室を開催し、外国人市民の日本語習得を支援します。 また、未就学児に対する日本語教室を開催し、日本語の習得を支援しながら日本の学校生活について学ぶ機会を提供します。	市民協働課
10	日本語学習支援ボランティアの育成	日本語ボランティア養成講座の開催などにより日本語学習支援の担い手となるボランティアを育成します。	市民協働課
11	日本の地域社会への理解促進	ごみの出し方や分別方法などの地域社会ルールを外国人市民にも分かりやすく周知し、日本で生活するためのマナーや生活習慣の理解促進に努めます。	ごみ減量課 市民課 商工観光課 市民協働課

## Ⅱ 生活の支援

### 基本施策3 教育環境の整備

公立小学校中学校に通う外国人児童生徒は、慣れない環境に加え、日本語の理解が十分でないことなどから、学校での学習に困難が伴う場合があります。外国人児童生徒も就学への意欲を高め、将来を切りひらいていくことのできる力を身につけることができる環境を整備することが必要です。

そのためには、日本語理解の遅れや学校での教科学習を補う学習支援、さらに保護者の進学への理解が必要不可欠であると考えます。学校などの教育機関との連携を強化し、外国人児童生徒がより明るい未来を築くための支援体制の整備が重要です。

No.	事業・施策名	内容	担当課
12	外国人児童生徒や保護者に対する教育についての意識啓発	外国人児童生徒及び保護者に対し、日本の教育制度の仕組みや学校生活、進学に関する情報提供をそれぞれに行い、就学意識の高揚と理解の促進に努めます。	学校教育課 市民協働課
13	外国人児童生徒や保護者に対する支援体制の充実	学期途中で編入する外国人児童生徒の初期指導や授業支援、教育相談、保護者への支援を行う指導員や通訳員を小学校中学校に派遣します。 指導員・通訳員のスキルアップに努めます。	学校教育課
14	外国人児童生徒支援に関する連携の強化	外国人児童生徒支援連絡協議会などを開催し、関係機関と外国人児童生徒の支援について情報の共有や取組の検討を行います。	学校教育課 市民協働課



## 基本施策4 労働環境の整備

湖西市に住む外国人市民において、永住・定住化傾向が見られる中で、安定した収入を得られる労働環境を確立することは最も重要な課題となります。

また、安定した労働環境にとどまらず、長期的に滞在する外国人労働者にとっては、職場内の地位の向上を図ることも労働意欲を継続するためには必要不可欠です。

No.	事業・施策名	内容	担当課
15	ハローワークとの連携による就業支援	ハローワークと連携し、外国人相談コーナーの充実などで就業支援を実施します。	しょうこうかんこうか 商工観光課
16	技能実習生受入事業の支援	商工会の実施する技能実習生受入事業の支援を継続して行います。	しょうこうかんこうか 商工観光課 しみんきょうどうか 市民協働課
17	企業との意見交換を通じた労働環境の整備の意識啓発	外国人市民の雇用に関わる企業と意見交換を行い、人権保障及び就労環境改善に向けた啓発に取り組みます。	しみんきょうどうか 市民協働課 しょうこうかんこうか 商工観光課



重点

基本施策5 安心してくらせる環境づくり

安心してくらせる環境づくりは、生活上の不安を解消し、自立した生活を送るための基本土台です。

みんなが安心して生活をしていくためには、医療・保健・福祉などに関する情報や環境の整備が欠かせません。日常生活では日本語が話せても、専門的な用語を理解できない外国人も多くいます。医療に係る問題は命の問題でもあり、市としても対応が必要です。

また、社会保障制度について、特に病気や怪我、高齢になったときに、保険や年金に未加入であることがどれだけ生活に影響するかを外国人市民も理解できるよう周知する必要があります。さらには、社会保障制度を利用するためには義務を果たさなければならないことも認識してもらう必要があります。

外国人市民にとって日本の制度は、自分たちが関わっていることでありながら複雑で理解することが困難であり、不安を感じる人が多いという実情があります。外国人市民にとっても不利益になる事がないよう、医療や福祉などの各種制度に関する情報提供を広く行うことなども重要な課題です。

No.	事業・施策名	内容	担当課
18	医療・福祉サービスにおける案内や表示の多言語化と多言語・やさしい日本語での対応	医療や健康、子育て、介護などの福祉サービスについて多言語による情報提供や問診票などの多言語化を促進します。 医療通訳者の適正な配置を継続して行います。 また、健康・福祉に関する各種相談を多言語や、やさしい日本語で対応します。	地域福祉課 子育て支援課 長寿介護課 健康増進課 病院管理課 病院医事課
19	医療・保健・福祉制度の周知と加入促進	外国人市民へパンフレットや出前講座を活用した健康保険・年金制度などのさらなる周知を行い、加入を促進します。 また、外国人市民を雇用する企業を通じた周知に取り組み、併せて企業への意識啓発を行います。	保険年金課 商工観光課 市民協働課
20	火災・救急通報への多言語での対応	外国人市民に対し、火災・救急時の通報の方法を周知します。 また、日本語以外での通報への対応方法を検討し実施します。	警防課

基本施策6 防犯・交通安全・防災の意識啓発

市では、交通安全教室の開催と防犯や交通安全に関する出前講座を実施し、外国人市民に対して交通ルールなどの周知を図っています。今後も継続して防犯や交通安全のルールをより多くの外国人市民へ周知し、理解を促進することが、市民の安全を維持するために重要です。

また、市では災害に備え、防災ハザードマップを作成し、外国人市民に対して緊急時の避難対応などの周知を図っていますが、情報がどこまで行き届いているか十分に把握されていないのが現状です。地震や水害などの前例のないような自然災害が発生する前に、母国とは異なる日本特有の防災対策について理解してもらう必要があります。

No.	事業・施策名	内容	担当課
21	防犯・交通安全に関する意識の啓発	防犯・交通ルールに関する情報提供の多言語化ややさしい日本語化を促進し、周知を行います。防犯対策や交通安全対策の情報を周知する講座などを外国人市民を対象に開催します。	危機管理課
22	防災に関する周知や意識の啓発	地震に関する知識や防災に関する情報提供を多言語や、やさしい日本語を用いて行い、外国人市民の防災意識の向上と、災害時の被害の軽減を図ります。防災意識を啓発するためのイベント・出前講座などを外国人市民の防災基礎知識の習得を促進します。	危機管理課
23	災害時に有用な人材の把握と育成	外国語通訳者派遣事業登録者などを活用し、災害時に地域で活躍できる人材の把握に努めます。また、研修などにより育成に努めます。	危機管理課 市民協働課
24	災害時の情報伝達手段の多言語化	災害時の同報無線の多言語放送や、防災ほっとメールのポルトガル語版の充実と多言語化を推進します。また、避難所の表示物の多言語化を促進します。	危機管理課 企画政策課 市民協働課
25	災害時の外国人対応の明確化	災害時において、外国人市民への対応を行う班を設置し、関係する各班と連携して対応をします。	危機管理課 市民協働課

### Ⅲ 多文化共生の地域づくり

#### 基本施策7 多文化共生の意識づくり

言語・宗教・習慣などの違いから、外国人に対して様々な人権問題が発生しています。外国人市民も一人の市民であり、また日本人と同じ地域の構成員です。外国人に対する偏見や差別の解消を目指し、立場やライフステージに合わせて多文化共生への理解を促進する必要があります。多文化共生を推進していくためには、外国人市民自身の意識を深めることに加え、日本人市民が多文化共生に対しての認識を高め、参加しやすい環境を整備することが大切です。

また、外国人市民も一市民として、意見や要望を伝える機会が確保・拡充されることも大切です。身近な意見などを市政へ届ける機会を確保するとともに、外国人市民も市民会議の場へ登用されるよう推進します。

No.	事業・施策名	内容	担当課
26	人権尊重を視点とした多文化共生の推進	出前講座や広報などを通して人権尊重を視点とした多文化共生への理解を促進します。	市民協働課
27	市職員への多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を深めるため、意識啓発研修などを実施します。	総務課 市民協働課
28	多文化共生・国際理解に関する教育の推進	異なる言語・文化・習慣などに配慮した教育や違いを認め合う多文化共生教育を行います。外国語指導助手* (ALT) を活用し、多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進に努めます。	学校教育課
29	外国人市民の意見などの市政への反映	外国人市民の意見や要望を市政に反映させるため、審議会や委員会などに外国人市民が登用される環境を整備します。また、各種審議会などへの外国人市民の登用を推進します。外国人市民の多く利用する場所に意見箱を設置するなど広く意見を聴取する機会を確保します。	各課 市民協働課

\*外国語指導助手 (A L T) …小学校や中学校、高等学校で語学指導などに従事する外国語指導助手。



多文化共生を推進するためには、外国人市民が地域に根ざした生活をするのが大切です。外国には自治会のようなコミュニティ組織がないこともあり、地域社会や活動への理解が進んでいないという現状が多く見受けられ、周知による理解促進を図ることが必要です。また、外国人市民も地域の一構成員であるという視点から、日本人市民も文化や社会背景などの違いを知り、受け入れながら、地域の活動へ外国人市民も参画していけるような仕組みづくりを進める必要があります。

地域に点在する外国人コミュニティにおいても、日本人コミュニティと同様、各地域で積極的にまちづくりを担っているキーパーソンがいます。地域で活躍しているキーパーソンを中心として、外国人と日本人の交流をより深めるとともに、外国人市民及び団体の活動を積極的にPRし地域全体に周知していくことで、地域の輪に溶け込みやすい環境をつくるのが、地域社会への参画を促すうえで重要となります。

市民や市民団体が多文化共生に関する活動をしたり、日本人市民と外国人市民が交流したりできる機会となる講座などを、市内のさまざまな地域で展開することで、市全体として多文化共生の意識が高まる取組を実施する必要があります。

No.	事業・施策名	内容	担当課
30	外国人市民の地域社会への参画	自治会、自主防災会、PTA活動などを紹介し、外国人市民の地域社会への参画を促進します。	市民協働課 危機管理課 学校教育課 社会教育課
31	多文化共生の視点での活動の推進	多文化共生意識及び相互理解を深め、外国人市民が地域社会とつながる機会・場をつくるため、多文化共生の視点での講座などを市内各地域で行います。 また、多文化共生に関する活動を推進するため、多文化共生センター（仮称）の設置の検討を継続して行います。	市民協働課
32	市民団体の活動支援	多文化共生や国際交流を行っている市民団体の主体的な活動を支援します。	市民協働課 企画政策課 社会教育課

No.	事業・施策名	内容	担当課
33	多文化共生に関わる活動の担い手、人づくり	多文化共生に取り組む人材や各種団体の発掘・育成に努めます。また、多文化共生の担い手の連携を支援します。	市民協働課

### 湖西国際交流協会

湖西国際交流協会は、「湖西市における国際交流活動の拠点として世界の人々と教育、文化、産業などの多様な交流を推進し、市民の国際理解や国際感覚を高めると共に、世界に開かれた快適で魅力ある地域づくりに寄与する」という目的のもと、会員や賛同する人々により異文化理解や外国人市民との交流などの事業を行っています。市と連携しながら、国際交流事業を通して地域における人材やボランティア団体などの育成を図り、多文化共生の地域づくりにつながるよう努めています。



## たぶんかきょうせい にな て 多文化共生の担い手とは…

多文化共生社会の実現に向けては、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解しあって、尊重し、地域の住民として助け合って生活をしていくことが大切です。本プランの到達目標の達成に向け、地域社会や事業者、国際交流協会、行政などの関係機関がそれぞれの役割を果たし、情報を共有、連携しながら、総合的かつ効率的に取組を実施していきます。

### ぎょうせい ● 行政

市は、市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人市民を含む全ての市民が行政サービスを平等に受けることができるようにするとともに、行わなければならない義務を広く知らせることができるよう取組みます。市民に対して多文化共生に関する啓発を図り、事業者や国際交流協会などの関係機関との連携や協働により、一層効果的な多文化共生施策を行う役割を担います。

### じぎょうしゃ ● 事業者

外国人労働者を直接・間接に雇用している企業などの事業者は、外国人労働者の人権を尊重し、労働関係法令を守るように努め、安定した雇用を促るとともに、日本語の習得や地域社会ルールの理解促進に取り組むなど、安心・安全な労働環境づくりや、日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けて積極的な取組が期待されます。また、事業者には、外国人市民が地域の構成員としての社会的責任を担うよう、多文化共生の地域づくりへの連携・協働が求められます。

### ちいきしゃかい ● 地域社会

外国人・日本人に関わりなく市民の生活基盤は地域です。地域住民同士、互いにあいさつや声掛けを行うことで、その地域にクラス住民すべてが地域社会の一員であるという認識をもち、地域活動などへの参画につながります。また、外国人市民にとっても最も生活に密着した地域は自治会であり、自治会がさまざまな活動を行い、地域のまちづくりの中心的な役割を担っています。地域の活性化を図るためにも、自治会は市民団体や行政、事業者などとの連携を図り、外国人市民との交流の機会を充実し、外国人市民も日本人市民と同じ地域住民として認識し、すべての人が能力を最大限に発揮できるような多文化共生の地域づくりを推進することが期待されます。

多文化共生を推進する取組の多くは、NPO や市民団体などの市民活動に支えられてきました。それぞれの団体がもつ、これまで培ってきたノウハウや情報、ネットワークをいかながら、市民協働を進める視点で活動することが期待されます。現在、湖西市で多文化共生に関する活動を行っている市民活動団体として、湖西国際交流協会があります。

だい 第 4 しょう 章

けいかく 計画の すすん 推進



# 第4章 計画の推進

## 1 計画を推進する体制の整備

### (1) 庁内における推進体制

「みんなが笑顔でくらす多文化共生のまちづくり」を総合的・計画的に推進するために、庁内各課と連携します。また、庁内関係各係長で構成される「湖西市多文化共生社会推進庁内連絡会」を設置し、計画実施についての調整、進捗状況の報告・評価、毎年度の目標設定などを行い、連携して推進を図っていきます。

また、研修などを通じて、多文化共生の視点をもった職員を養成します。

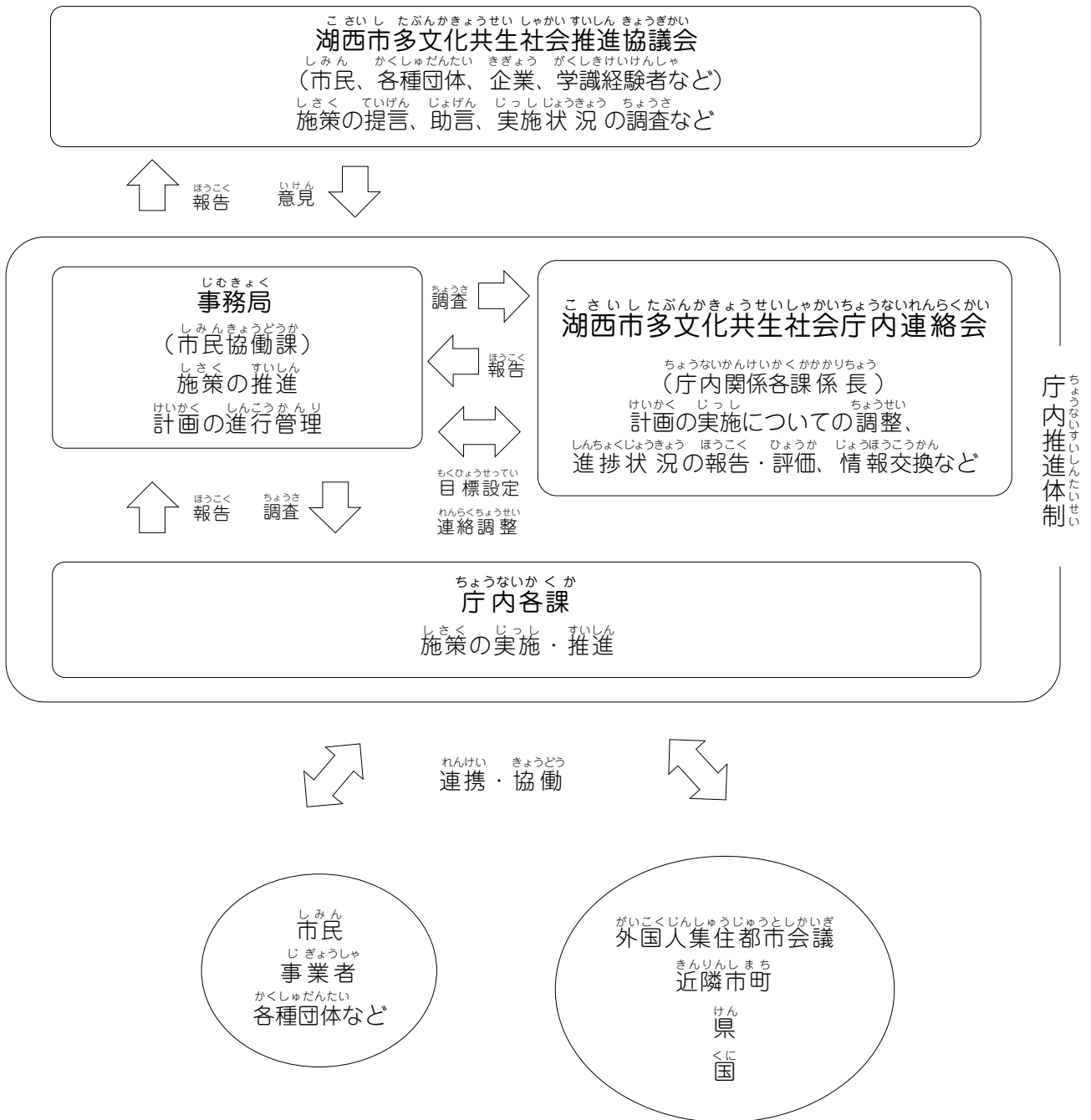
### (2) 市民参画による推進

市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・企業・学識経験者などで構成される「湖西市多文化共生社会推進協議会」を設置し、「多文化共生推進プラン」の進捗状況の確認や点検を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題などに対応した計画の見直しなどを提言します。

### (3) 各関係機関との連携及び協力

市単独では解決できない問題に際しては、外国人集住都市会議や近隣市町、県、国などの関係機関と連携を行い、計画を推進します。

＜推進体制図＞



2 計画の進捗状況の点検及び情報公開

湖西市多文化共生社会推進協議会にて毎年度計画の進捗状況を評価・点検し、その結果について情報公開をしていきます。

さんこう しりょう  
参考資料



1 けいかくさくてい けい  
計画策定の経緯

たぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい  
<多文化共生社会推進協議会>

開催日	回	内容
【2015（平成27）年度】		
2015年6月8日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・平成26年度多文化共生推進プラン進捗状況報告</li> <li>・湖西市多文化共生推進プランの見直しに伴う市民意識調査案について</li> </ul>
2015年2月22日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査結果について</li> <li>・湖西市多文化共生推進プランの見直しについて</li> </ul>
【2016（平成28）年度】		
2016年5月16日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・湖西市多文化共生推進プランの改訂について</li> </ul>
2016年8月1日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期湖西市多文化共生推進プラン案の重点項目について</li> </ul>
2016年10月17日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次湖西市多文化共生推進プラン2016～2020案について</li> </ul>

たぶんかきょうせいすいしん さくていいんかい ちょうない  
<多文化共生推進プラン策定委員会（庁内）>

開催日	回	内容
2016年5月11日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度湖西市多文化推進プラン進捗状況報告</li> <li>・湖西市多文化共生推進プランの改訂について</li> </ul>
2016年10月12日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次湖西市多文化共生推進プラン2016～2020案について</li> </ul>

しみんいしきちやうさ  
<市民意識調査・パブリックコメント>

開催日	内容
2015年 7月7日～7月21日	<p>市民意識調査の実施</p> <p>調査対象：湖西市在住の18歳以上の男女1,500人</p> <p>調査方法：郵送配布・郵送回収</p> <p>有効回収率：513票（34.2%）</p>
2016年 10月31日～11月29日	<p>パブリックコメントの実施</p> <p>提出人数：2名（提出件数：4件）</p>





いいんめいぼ  
委員名簿

しめい 氏名	しよぞく 所属	びごう 備考
ヤマモト・ルシア	しずおかだいがくきょういくがくぶ 静岡大学教育学部	かいちよう 会長
やぎただお 八木忠男	おもてわしづじちかいちよう 表鷲津自治会長	2015ねんどのいん 年度委員
たけうちひろあき 竹内廣明		2016ねんどのいん 年度委員
よしだ ひとし 吉田 等	あけぼのじちかいちよう あけぼの自治会長	
やました み え こ 山下美恵子	あらいちようふじんかい 新居町婦人会	ふくかいちよう 副会長
たしろ るり 田代瑠璃	がいこく 外国にルーツのある市民	ブラジルしゅっしん 出身
ルダス わたなべ 渡辺 ホワン マヌエル		ペルーしゅっしん 出身
はかまだ 袴田リーリン		フィリピンしゅっしん 出身
TRINH THI DIEU HIEN		ベトナムしゅっしん 出身 2015ねんどのいん 年度委員
PHAM THI PHUONG QUYEN		ベトナムしゅっしん 出身 2016ねんどのいん 年度委員
すえよし ゆか 末吉由佳		ちゆうこくしゅっしん 中国出身
にしやまかずひろ 西山和宏		こさいけいさつしよ 湖西警察署
なら ひさし 奈良 寿	かぶしきがいしゃ アスモ株式会社	
しらいまさふみ 白井雅文	はまなこでんそうかぶしきがいしゃ 浜名湖電装株式会社	2015ねんどのいん 年度委員
わたなべたついち 渡辺達一		2016ねんどのいん 年度委員
さはらこういちろう 佐原功一郎	こさいししょうこうかい 湖西市商工会	
い い ひでのり 猪井英典	こさいこくさいこうりゅうきょうかい 湖西国際交流協会	
わく だまさこ 和久田雅子	こさいしりつわしづしょうがっこう 湖西市立鷲津小学校	
すずき み き 鈴木美紀	こさいしきょういくいいんかい 湖西市教育委員会	

## 第2次湖西市多文化共生推進プラン 2016～2020

(2016年度～2020年度)

2016年12月

発行：静岡県 湖西市

編集：企画部 市民協働課

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地

TEL.053-576-4560

